

# 文教委員会資料①

## 1 平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

- ・議案第18号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第19号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

資料1 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料2 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

こども未来局

(平成29年2月8日)

## 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童相談所条例 昭和46年12月24日条例第70号 (略) (業務) 第3条 相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として<u>次に掲げる業務</u>を行うものとする。 (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 (2) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。 (3) 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。 (4) 児童の一時保護を行うこと。 (5) <u>里親に関する次に掲げる業務</u>を行うこと。 ア <u>里親に関する普及啓発</u>を行うこと。 イ <u>里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助</u>を行うこと。 ウ <u>里親と法第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場</u>を提供すること。 エ <u>法第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整</u>を行うこと。 オ <u>法第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容そ</u></p>	<p>○川崎市児童相談所条例 昭和46年12月24日条例第70号 (略) (業務) 第3条 相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として<u>次の業務</u>を行うものとする。 (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 (2) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。 (3) 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。 (4) 児童の一時保護を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p><u>の他の法第11条第1項第2号へ(5)の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。</u></p> <p><u>(6) 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。)</u>その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関し、家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。</u></p> <p>2 相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務(同項第4号に掲げる業務を除く。)を行うことができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関し、家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。</u></p> <p>2 相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務(同項第4号に掲げる業務を除く。)を行うことができる。</p> <p>(略)</p>

## 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第22条）	第1章 総則（第1条～第22条）
第2章 助産施設（第23条～第26条）	第2章 助産施設（第23条～第26条）
第3章 乳児院（第27条～第36条）	第3章 乳児院（第27条～第36条）
第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条）	第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条）
第5章 保育所（第45条～第52条）	第5章 保育所（第45条～第52条）
第6章 児童厚生施設（第53条～第56条）	第6章 児童厚生施設（第53条～第56条）
第7章 児童養護施設（第57条～第65条）	第7章 児童養護施設（第57条～第65条）
第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条）	第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条）
第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条）	第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条）
第10章 福祉型児童発達支援センター（第78条～第82条）	第10章 福祉型児童発達支援センター（第78条～第82条）
第11章 医療型児童発達支援センター（第83条～第86条）	第11章 医療型児童発達支援センター（第83条～第86条）
第12章 <u>児童心理治療施設</u> （第87条～第92条）	第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u> （第87条～第92条）
第13章 児童自立支援施設（第93条～第101条）	第13章 児童自立支援施設（第93条～第101条）
第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条）	第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条）
附則	附則
(略)	(略)
(給付金として支払を受けた金銭の管理)	(給付金として支払を受けた金銭の管理)
<p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p>	<p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(苦情への対応等)</p>	<p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(苦情への対応等)</p>
<p>第20条 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設の設置者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、その解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>第20条 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設の設置者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、その解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第52条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第52条 <u>法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第4項の規定による保育料（以下この条において「徴収金等」という。）</u> 以外に当該保育所が児童に対して提供するサービス（当該</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第12章 児童心理治療施設</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第87条 <u>児童心理治療施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 男子と女子の居室は、別にすること。</p> <p>(4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。</p> <p>(職員)</p> <p>第88条 <u>児童心理治療施設</u>には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 心理療法担当職員</p> <p>(3) 児童指導員</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5) 看護師</p> <p>(6) 個別対応職員</p> <p>(7) 家庭支援専門相談員</p> <p>(8) 栄養士</p> <p>(9) 調理員</p>	<p>徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。) に関し、当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第12章 情緒障害児短期治療施設</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第87条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 男子と女子の居室は、別にすること。</p> <p>(4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。</p> <p>(職員)</p> <p>第88条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 心理療法担当職員</p> <p>(3) 児童指導員</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5) 看護師</p> <p>(6) 個別対応職員</p> <p>(7) 家庭支援専門相談員</p> <p>(8) 栄養士</p> <p>(9) 調理員</p>

改正後	改正前
2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。	3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、 <u>児童心理治療施設</u> において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。	5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。
6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。	6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。
(児童心理治療施設の長の資格等)	(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)
第89条 <u>児童心理治療施設</u> の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、 <u>基準省令第74条第1項</u> に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う <u>児童心理治療施設</u> の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で見識が高く、 <u>児童心理治療施設</u> を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第89条 <u>情緒障害児短期治療施設</u> の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、 <u>基準省令第74条第1項</u> に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う <u>情緒障害児短期治療施設</u> の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で見識が高く、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師	(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師
(2) 社会福祉士の資格を有する者	(2) 社会福祉士の資格を有する者
(3) <u>児童心理治療施設</u> の職員として3年以上勤務した者	(3) <u>情緒障害児短期治療施設</u> の職員として3年以上勤務した者
(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は <u>基準省令第74条第1項第4号</u> に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの	(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は <u>基準省令第74条第1項第4号</u> に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、	ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、

改正後	改正前
<p>都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>	<p>都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>
<p>2 <u>児童心理治療施設</u>の長は、2年に1回以上、その資格の向上のため、基準省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p>	<p>2 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の長は、2年に1回以上、その資格の向上のため、基準省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p>
<p>第90条 <u>児童心理治療施設</u>における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該<u>児童心理治療施設</u>を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。</p>	<p>第90条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該<u>情緒障害児短期治療施設</u>を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。</p>
<p>2 <u>児童心理治療施設</u>における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p>	<p>2 <u>情緒障害児短期治療施設</u>における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p>
<p>第91条 <u>児童心理治療施設</u>の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ、児童家庭支援センター、児童委員、保健所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p>	<p>第91条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ、児童家庭支援センター、児童委員、保健所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p>
<p>第92条 第34条、第35条及び第63条の規定は、<u>児童心理治療施設</u>について準用する。この場合において、第34条中「第32条第1項」とあるのは「第90条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第35条中「法第37条」とあるのは「法第43条の2」と読み替えるものとする。</p>	<p>第92条 第34条、第35条及び第63条の規定は、<u>情緒障害児短期治療施設</u>について準用する。この場合において、第34条中「第32条第1項」とあるのは「第90条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第35条中「法第37条」とあるのは「法第43条の2」と読み替えるものとする。</p>



改正後	改正前
<u>附 則</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u>	